

主 文

被告人を懲役 3 年に処する。

未決勾留日数中 1 5 0 日をその刑に算入する。

この裁判確定の日から 5 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 7 年 4 月 2 1 日午前 9 時 2 4 分頃から同日午後零時 3 1 分頃までの間に、埼玉県戸田市（住所省略）所在の当時の被告人方において、A（当時生後 4 か月）に対し、殺意をもって、その身体を両手で押さえ付けて浴槽内の水に沈め、よって、その頃、同所において、同人を溺死させた。

なお、被告人は、本件犯行当時、重度のうつ病のため心神耗弱の状態にあった。

(争点に対する判断)

- 1 犯行当時、被告人が重度のうつ病に罹患し、その症状が本件犯行の動機形成に強く影響していたことについては争いがなく、証拠上も明らかである。本件の争点は、被告人が犯行時、うつ病の影響により心神耗弱の状態にあったか、心神喪失の状態にあった可能性が残るかである。
- 2 関係証拠によれば、被告人は、本件の直前に、児童相談所との電話できちんとやり取りができていた。そして、その相談を夫に知られたくないとも考えていた。犯行中には、被害者から目を背け、殺害へのためらいや葛藤が認められ、犯行状況を詳細に覚えており、冷静さもある。犯行後、自らの犯行を隠すために、浴槽を掃除し、被害者を着替えさせ、帽子を被せて生存しているように装い、自宅から離れた場所に被害者の濡れた衣服を捨てた。また、かかってきた電話に、嘘をつくなどしてう

まく対応した。弁護人は、被告人が、死にたいと思う人の行動として不合理的な行動を一貫してとっていたと主張するけれども、犯行前後にわたり、自己の犯行を隠したい、自己の犯行から目を背けたいなどといった、うつ病から生じた自殺の意思とは異なる意思に基づく行動もとっている。

以上によれば、弁護人のその他の主張を踏まえても、重度のうつ病が本件犯行に強く影響したものの、本件犯行当時、被告人には正常な精神作用も残っていたと認められ、心神耗弱の状態にあったと認められると判断した。

（量刑の理由）

被告人は、実母として生後4か月の被害者を保護養育すべき立場にあった。それにもかかわらず、抵抗できない被害者を、水中で苦しむ様子を目にしながらも押さえ続け、その生命を一方的に奪った。殺害後には、自らの犯行を隠すという行動にも出ている。

他方で、本件は、突発的で、産後うつ病に罹患した被告人が、その重度のうつ病の影響を強く受けて起こした、心神耗弱下の犯行である。本件前の周囲の支援は、産後うつ病の問題性が十分に認識されていないこともあって、被告人の状態を踏まえたものであったとはいえず、被告人自身も、産後うつ病の特徴や症状等から、周囲に的確な支援を求めることが難しかったと認められる。

以上によれば、被告人の刑事責任は軽視できないものの、刑の執行を猶予して社会内で更生する機会を与えることを選択する余地があると判断した。もっとも、本件で失われた命の重さや、被告人が自己の責任にしっかり向き合う必要性が高いことを考慮すれば、その刑期は、懲役3年、執行猶予5年という、法の定める最も長い期間がふさわしいと考えた。

（求刑 懲役4年）

令和 8 年 7 月 2 2 日

さいたま地方裁判所第 1 刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

品

増

岸

川

尾

しのぶ

崇

健 司